

令和8年度北米における観光プロモーション業務 委託仕様書（案）

観光スポーツ部 観光誘客課（国際観光推進担当）

本仕様書は、長野県知事 阿部守一（以下「委託者」という。）が行う、令和8年度北米における観光プロモーション業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものある。

1 事業名

令和8年度北米における観光プロモーション業務

2 対象国（都市）

米国（ホノルル、サンフランシスコ）、カナダ（バンクーバー）

3 業務の目的

対象国は、本県が強みを有する「歴史・文化」「豊かな自然」「スノーアクティビティ」等を背景としたアドベンチャートラベルへの関心が高く、誘客が期待できる重要な市場である。

長野県では、観光振興の軸を「量（旅行者数）」から「質（観光消費額）」へと転換するべく、令和5年度より欧州（ドイツ）・北米（米国）・豪州に海外マーケティング拠点を設置。プロモーションを強化した結果、これら3市場の外国人延べ宿泊者数および観光消費額が過去最高を記録するなど、着実な成果を上げている。

令和8年度は、さらなる成長に向け、特定の地域や時期への過度な集中を回避・分散させる取組を強化する。本事業を通じて、外国人旅行者の観光消費を広く県内各地へ波及させることで、地域経済の活性化と、オーバーツーリズムを抑制した「持続可能な観光地づくり（サステナブル・ツーリズム）」の両立を目指す。

以上の背景を踏まえ、本事業では対象国における長野県の認知拡大および訪日旅行商品の造成促進を図るため、現地の主要旅行会社等を対象とした観光セミナー・商談会を実施するものである。

4 委託契約期間

委託期間は契約締結日から令和9年3月5日までとする。

5 委託契約書

別紙のとおり

6 委託上限額

17,905,000 円（税込）

7 渡航日程案

日程	地域	内容
11月2日（月）	米国（ホノルル）	・観光セミナー・商談会 ・ネットワーク交流会 （移動）
11月3日（火）	米国（サンフランシスコ）	・会場下見、最終打合せ
11月4日（水）	米国（サンフランシスコ）	・観光セミナー・商談会 ・ネットワーク交流会 ・現地メディア取材 ・観光事業者との意見交換会
11月5日（木）	カナダ（バンクーバー）	（移動） ・会場下見、最終打合せ
11月6日（金）	カナダ（バンクーバー）	・観光セミナー・商談会 ・ネットワーク交流会

6 委託内容

（1）観光セミナー・商談会、ネットワーク交流会

①参加者数

- ・旅行会社は各会場で30名程度とする。長野県が別途取りまとめる観光事業者15社30名程度、その他、来賓・メディア・長野県関係者で10名程度の計70名程度を見込む。

②会場視察

- ・セミナー・商談会の前日に会場視察を可能とすること。あわせて、県職員および受託者による最終確認のための打合せを設けること。前日の会場利用時間（設営状況の確認等を含む）については、施設側と調整の上、受託者で確保すること。

③会場手配

- ・会場を手配すること。ただし、ホノルル会場については、長野県が「プリンス ワイキキ」の会場を仮押さえ済みである。受託者は、県に代わり施設側と速やかに本契約等の調整・手続きを行うこと。（プリンス ワイキキ <https://jp.princewaikiki.com/>）
- ・なお、会場の選定に当たっては、以下の点に務めること。
 - （ア）長野県幹部職員が出席するイベントとしてふさわしい一定の格式を有すること
 - （イ）立地および交通アクセスに優れていること
 - （ウ）招待旅行の旅行会社の嗜好等に配慮されていること

④実施体制

- ・日英双方で対応可能な司会者を手配すること。
- ・当日の受付や案内、機材操作、料理・ドリンクのサーバー等、運営に必要な人員を手配

すること。なお、観光事業者の通訳費用は自己負担とするが、リクエストに応じて、通訳を手配すること。

- ・セミナーでは、長野県による主催者の挨拶（英語）、および長野県米国観光レップ事務所によるプレゼンテーション（英語）を実施すること。
- ・商談会では、商談テーブルは、15卓程度とし、「旅行会社固定・観光事業者移動方式（セラーローテーション）」により実施する。観光事業者が各テーブルを巡回し、着席している旅行会社と商談を行う構成にすること。
- ・ネットワーク交流会では、ビュッフェ形式にて、人数分の料理およびドリンクを提供すること。一定数のヴィーガン・ベジタリアンを想定したメニューの提供に努めること。参加する旅行会社の移動手段（公共交通機関利用か、自家用車か等）を考慮し、アルコール/ノンアルコールの提供をフレキシブルに運用するよう努めること。
- ・長野県産の食材や酒類を積極的に活用し、その魅力を引き出すメニュー構成に努めること。また、交流会の冒頭でメニューの説明を行うこと。

⑤県産米 PR ブースの設置

- ・ホノルルでは、長野県農政部が「県産米 PR ブース」を設置することから、会場に所定のスペースを確保して、テーブルなどを用意すること。また、ブース運営スタッフは農政部が手配するが、受託者は県産米の購入費用として、50,000円（税込）を事業費に計上し、農政部および現地流通事業者との調達調整を行うこと。

⑥旅行会社の招待・管理

- ・招待リストの作成、招待状の制作および発送、RSVP（出欠確認）の受付・管理、リマインド・最終案内、当日の受付・接遇対応、実施後のメール配信（資料送付等を含む）を実施すること。
- ・旅行会社は各会場で30名程度を確保すること。後述する「8. 成果指標」を達成するため、訪日旅行商品を取り扱う優良旅行会社を招待し、効果的な商談環境の構築に努めること。
- ・企画提案時に、各会場における招待候補者リストを提示すること。また、最終的なリストは観光事業者へ提供することから、現地の個人情報保護令に則り、招待者から許可を取得すること。また、撮影した映像・画像の著作権については県へ帰属するものとなるよう許可を取得すること。
- ・ファミトリップ（招待旅行枠）の優先枠の掲示
長野県が各会場で旅行会社1名分の「ファミトリップ優先招待枠（航空券無し、長野県滞在2泊3日支援）」を用意することを踏まえ、旅行会社の招待に際して効果的に活用すること。詳細は、受託決定後、調整とする。
- ・必要に応じて、参加者の駐車料金や交通費の負担等、適切な措置を講じること。

⑦旅行会社の招待強化

また、旅行会社の招待数を確保するため、以下のような工夫に努めること。

- ・ラッキードロー（景品抽選会）の実施

- 後述するオンライン説明会の機会等を活用し、観光事業者へ景品の提供を広く呼び掛け
- ・ 日本文化・ガストロノミー体験の提供
- 各会場で以下の実演・体験等を効果的に組み合わせた「体験型プロモーション」の実施（実施例）

食の体験：信州蕎麦の手打ち実演・実食、おやき作りの実演・実食、長野県の酒（日本酒・ワイン等）の利き酒

文化実演：琴の演奏、抹茶のデモンストレーション、舞踊の演舞、その他日本文化を象徴するパフォーマンス等

- ・ 募集案内（招待状）の充実

招待状の作成にあたっては、上記の料理メニュー案、インセンティブ情報のほか、県が別途取りまとめる県内事業者のプロフィールを盛り込み、ビジネスメリットの訴求を図ること。

⑧メディアの招待・管理

- ・ 受託者は、現地の日系メディア（2社程度）を招待し、各媒体における記事化（取材設定・パブリシティ確保）を図ること。

⑨カメラマンの手配

- ・ 国内メディアへ資料提供を行うため、サンフランシスコ会場において、動画及び静止画を撮影するプロカメラマンを手配すること。当日の様子を撮影し、ニュース原稿とともに国内メディアへ提供すること。

⑩運営マニュアルの作成、事前説明会の実施

- ・ 全体日程、各イベントのプログラム、料理メニュー案、旅行会社招待候補などの情報を含む、運営マニュアルの作成すること。
- ・ 観光事業者を対象とするオンラインの事前説明会を実施すること。上記の運営マニュアルを用いて説明を行うこと。
- ・ 海外プロモーションへ初めて参加する観光事業者も想定されることから、現地の訪日旅行市場の分析、招待する旅行会社の特徴、効果的な商談方法、商品造成に資するフォローアップの方法などを網羅的に説明すること。
- ・ 必要に応じて、観光事業者の参加準備に向けた個別相談に応じる体制とすること。

⑪フォローアップの実施

- ・ イベント実施前にアンケートの素案を提出すること。イベント当日にアンケートを実施し、参加した旅行会社の8割以上から回収をすること。また、イベント終了後に観光事業者へアンケートを実施し、8割以上から回収すること。
- ・ 観光事業者の営業資料や委託者が指示する資料・情報を取りまとめ、旅行会社へフォローアップメール配信を行うこと。
- ・ 商品造成件数・メディア掲載件数を把握するためのフォローアップ調査を実施し、本事業の効果を計測すること。

⑫長野県米国観光レップ事務所への再委託

- ・旅行会社の集客・招待業務が単独で困難な場合、業務の一部（リスト作成、招待状の発送、RSVP 受付）を「長野県米国観光レップ事務所」へ再委託することも可能とする。
 - ・再委託を行う場合は、事業費に 800,000 円（税込）を計上すること。なお、具体的な業務範囲および再委託金額については、同事務所との協議により決定するものとする。
- (2) 現地メディア取材 (11/4)
- ・サンフランシスコ会場において、現地メディア（1名）、県職員（1名）、米国観光レップ事務所（2名）による対面インタビュー形式とする。現地メディアの招待、アドバトリアル広告の購入、フォローアップは「長野県米国観光レップ事務所」で実施する。同事務所への再委託経費として 2,800,000 円（税込）を事業費に計上すること。
 - ・取材に適した静穏なスペース（ホテル内会議室や商談会場のスペース等）を確保すること。モニター、観光ポスター、バナー等を効果的に配置し、背景として長野県の魅力が伝わる装飾に努めること。
 - ・事前調整および取材対応は県および米国観光レップ事務所に対応するが、取材が円滑に進むよう、当日の誘導および進行管理を支援すること。また、取材の様子（風景）を記録写真として撮影し、報告書へ含めること。
- (3) 観光事業者との意見交換会 (11/4)
- ・県職員、観光事業者など 40 名程度の意見交換会（夕食兼）を実施することから、会場を手配すること。
 - ・なお、参加する観光事業者からは参加費用を徴収するとともに、精算を行うこと。
- (4) 事業費の積算
- 積算においては、下記の項目を含めること。（①②は必須、③は必要に応じて計上）
- ①ネットワーク交流会（ホノルル）で購入する県産米購入費として 50,000 円（税込）
 - ②サンフランシスコ会場で実施する現地メディア取材費として 2,800,000 円（税込）
 - ③長野県米国観光レップ事務所への再委託費（旅行会社招待）として 800,000 円（税込）
- (5) 企画提案
- 下記の項目に関して、スケジュールを明確に示すこと
- ・招待者の招待プロセス（招待状の作成、発出、RSVP 取りまとめ、リマインド等）
 - ・招待者の取りまとめ状況に関する委託者への報告スケジュール
 - ・運営マニュアルの作成（初稿提出日、最終版の提出予定日）
 - ・観光事業者を対象とするオンライン事前説明会の実施日
 - ・セミナー・商談会のアンケート案の提出日
 - ・観光事業者の営業資料等の取りまとめ、フォローアップメール配信
 - ・商品造成、メディア露出に係るフォローアップ調査

7 報告書の作成

本事業に関する事業記録（記録写真の撮影等）やアンケート結果等をまとめて報告書に記載すること。内容は下記を含めること。

(1) 記載内容

- ・事業概要
- ・当日の様子（写真画像を含む）
- ・成果指標と実績
- ・アンケートの集計内容・分析・提言
- ・事業実施に伴う課題の分析
- ・セミナー・商談会参加者リスト
(会社名、特徴、役職、氏名、メールアドレス、住所、会社 HP)
- ・その他委託者が指示したもの

(2) 提出先

長野県観光スポーツ部 観光誘客課（国際観光推進担当） 山岸

(3) 提出期限

令和9年2月26日（金）まで

8 成果指標

(1) 参加者満足度

観光事業者・旅行会社双方を対象として80%以上
(4段階評価中、上位2評価の合計とする)

(2) 旅行会社招待数

各商談会において30名程度（計90名程度）

(3) 商談件数

各商談会において200回以上（計600回以上）

(4) 旅行商品造成予定本数

各商談会において5本以上（計15本以上）
(造成済、造成中、造成予定、造成なしの4段階中、上位3評価の合計とする)

(5) 現地メディア招待、メディア掲載本数（現地）

サンフランシスコにおいて1社、1件
(長野県米国観光レップ事務所へ再委託し、取材調整、当日対応、露出を実施)

(6) 日系メディア招待、メディア掲載本数（現地）

2社2名以上、メディア掲載計2本以上

(7) メディア掲載本数（国内）

1本以上（国内・長野県内のメディア掲載を想定とする）

9 事業実施上の注意点

- (1) 本事業の開始から終了までの間、事業を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を配置する。統括責任者は、各種実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施の為、適宜、県と連絡調整を行うこと。

- (2) 受託者は業務の進捗状況等を適切に管理し、業務スケジュールに変更が生じた場合は、適宜、委託者と協議の上、業務工程表を変更し再提出すること。
- (3) 緊急事態が発生した場合、統括責任者は県と協議の上、すみやかに解決を図ること。
- (4) 再委託の扱い
 - ①受託者は、その責任において、各個別業務の一部を第三者（委託者が指定する再委託先も含む。）に再委託することができる。但し、受託者は委託者が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を委託者に報告するものとし、委託者において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、委託者は受託者に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。
 - ②前項但書により、委託者から再委託の中止の請求を受託者が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更については、別途、委託者及び受託で協議して定めるものとする。
 - ③受託者は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて受託者が委託者に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
 - ④受託者は、再委託先の履行について委託者に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、委託者の指定した再委託先の履行については、受託者に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。
- (5) 著作権の取扱い
 - ①本委託業務の実施による文章、画像、イラスト、その他一切の著作物について、委託者が他の用途（例：広報物、PR施策での活用等）で使用する場合も無償で使用できるようにすること。
 - ②第三者が持つライセンス、著作権関連の権利、知的財産権を侵害しないよう、受託者の責任において調整を行いながら実施すること。利用にあたっては、著作権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- (6) 個人情報の取扱い

当事業において収集及び取り扱う個人情報は「個人情報の保護に関する法律」を準用するとともに、個人情報に関する法令を順守し、適正に取り扱うものとする。

10 監督職員

長野県観光スポーツ部 観光誘客課（国際観光推進担当） 山岸